

送水施設場内整備委託

特記仕様書

令和 7 年度

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

目 次

第 1 章 総則

1－1	適用範囲	1
1－2	実施範囲	1
1－3	一般事項等	1

第 2 章 委託概要

2－1	委託概要	2
2－2	委託箇所	3
2－3	委託内容	3
2－4	作業時期	4
2－5	運搬距離	4
2－6	刈草面積	5

第 3 章 留意事項等

3－1	留意事項	5
-----	------	---

第 1 章 総則

1－1 適用範囲

1. 本特記仕様書は、下記業務委託（以下「本業務委託」という。）に適用する。

- (1) 委託番号 印業令 7 第 3 号
- (2) 委託名 送水施設場内整備委託
- (3) 委託箇所 佐倉市高崎 9 4 8 番地 印東加圧ポンプ場他 1 0 箇所
- (4) 委託期限 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 1 3 日（金）限り

1－2 実施範囲

1. 本業務委託は、本特記仕様書に規定する印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）送水施設の維持管理及び防犯防災対策の一環として、印東加圧ポンプ場及び各水管橋用地等の除草、植え込みの剪定を行うものである。

1－3 一般事項等

1. 本業務委託受注者（以下「受注者」という。）は、本特記仕様書に明記されていない事項があっても本業務委託の実施上当然必要と思われるもの、または、軽微な作業等は、組合職員（以下「監督職員」という。）の承諾を得て実施しなければならない。

なお、本業務委託の実施に伴い組合及び第三者の工作物等に損傷を与えた場合は、監督職員に連絡の上、受注者の負担により速やかに復旧すること。

2. 受注者は、本業務委託に係る諸法令を遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

また、本業務委託の実施に必要な届出等は受注者がこれを代行すること。

3. 設計図書に疑義が生じた場合は、監督職員との協議により決定する。

4. 受注者は、業務主任技術者の選任にあたっては、必要な知識と経験を有する技術員を選任しなければならない。

5. 受注者は、監督職員と十分打合せの上、余裕のある工程を組み、誠意を持って確実に本業務委託を実施しなければならない。

6. 本業務委託に必要な機械、器具、雑材料等は全て受注者の負担とする。

また、機械器具は常に点検整備を行い作業に支障のないようにすること。

7. 委託箇所は上水道施設であるため、立ち入る際は衛生管理に十分留意すること。
8. 受注者は、本業務委託の実施に際しては、災害防止のための十分な安全管理を行うこと。
9. 設計変更は、組合の単価及び積算歩掛に基づくものとする。
ただし、軽微な内容については変更の対象としない。
なお、受注者は、変更の必要が生じた場合は、速やかに監督職員に申し出て組合と協議するものとする。
10. 受注者は、次の書類を遅滞なく提出すること。
- (1) 契約後
- ① 業務着手届 (契約後 7 日以内) 2 部
 - ② 業務主任技術者選任通知書 (契約後 7 日以内) 2 部
(経歴書、資格証及び資格を証明する書類の写し並びに当該企業との直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証する書面の写しを添付すること。)
 - ③ 業務工程表 (契約後 1 4 日以内) 2 部
- (2) 着手後
- ① 業務実施計画書 (契約後速やかに提出すること) 2 部
[委託概要、実施工程表、現場組織表、安全管理、作業方法等]
 - ② 庁舎使用許可申請書 1 部
 - ③ 作業員名簿 1 部
- (3) 作業後
- ① 作業写真 2 部
- (4) 業務完了時
- ① 業務完了報告書 2 部
 - ② 業務目的物引渡申出書 2 部
- (5) その他
- ① 必要に応じて監督職員が指示したもの 2 部

第 2 章 委託概要

2-1 委託概要

1. 本業務委託は、次のとおり実施するものである。

(1) 送水施設場内整備委託

- ① 印東加圧ポンプ場除草工 1 式
- ② 印東加圧ポンプ場植栽剪定工 1 式
- ③ 高崎川水管橋用地除草工 1 式
- ④ 鹿島川水管橋用地除草工 1 式

⑤	手繰川ドレーン用地除草工	1 式
⑥	勝田川水管橋用地除草工	1 式
⑦	上勝田用地除草工	1 式
⑧	小橋川水管橋用地除草工	1 式
⑨	小名木川ドレーン用地除草工	1 式
⑩	本埜分岐用地除草工	1 式
⑪	船形分岐用地除草工	1 式
⑫	神崎川水管橋護岸部除草工	1 式

2－2 委託箇所

1. 本業務委託の委託箇所は次のとおりである。

- (1) (2) 印東加圧ポンプ場
(佐倉市高崎 9 4 8 番地)
- (3) 高崎川水管橋用地
(印旛郡酒々井町飯積 3 3 1 番地及び尾上 6 8 0 番地)
- (4) 鹿島川水管橋用地
(四街道市山梨 2 1 1 4 番地及び佐倉市大篠塚 2 0 0 番地)
- (5) 手繰川ドレーン用地
(四街道市萱橋 1 1 8 8 番地及び内黒田 4 8 7 番地)
- (6) 勝田川水管橋用地
(佐倉市直弥 2 3 0 番地及び 2 7 4 番地)
- (7) 上勝田用地
(佐倉市上勝田 4 7 番地)
- (8) 小橋川水管橋用地
(成田市山口 1 7 9 3 番地)
- (9) 小名木川ドレーン用地
(四街道市山梨 1 8 3 7 番地)
- (10) 本埜分岐用地
(印西市竜腹寺 3 0 1 番 1 0)
- (11) 船形分岐用地
(成田市船形 6 0 0 番地)
- (12) 神崎川水管橋護岸
(白井市河原子 9 5－7 地先及び白井市白井 1 8 5－4 地先)

2－3 委託内容

1. 作業内容

- (1) 指定された委託箇所の除草、集草、積込、運搬及び処分を行うこと。
また、処分については再利用を図らなければならない。

印東加圧ポンプ場内については、剪定作業及び剪定箇所の抜根
除草作業及び枯葉等の集草、積込、運搬、処分を実施すること。

- (2) 船形分岐用地については、交通誘導警備員を配置し、通行車両及び歩行者等の安全を確保し、実施すること。
- (3) 本業務委託の実施に伴い、通行車両及び歩行者等へ飛び石などによる危険がないよう防護の処置を行うなど安全対策に十分留意すること。
- (4) 必要に応じ、道路使用許可を取得すること。

2-4 作業時期

1. 作業時期は原則として下記のとおりとするが、草の生育状況等により変更となる場合があるため監督職員と十分打ち合わせを行うこと。

- | | |
|---------------------------------|----------------------------|
| (1) 印東加圧ポンプ場除草工 | 5月、7月、10月、12月（年4回） |
| (2) 〃 植栽剪定工 | 5月、7月、10月、12月（年4回） |
| (3) 高崎川水管橋用地除草工 | 5月、7月、12月（年3回） |
| (4) 鹿島川水管橋用地除草工 | 5月、7月、12月（年3回） |
| (5) 手繰川ドレーン用地除草工 | 5月、7月、12月（年3回） |
| (6) 勝田川水管橋用地除草工 | 5月、7月、12月（年3回） |
| (7) 上勝田用地除草工 | 5月 12月（年2回） |
| (8) 小橋川水管橋用地除草工 | 5月、7月、12月（年3回） |
| (9) 小名木川ドレーン用地除草工 | 5月、7月、12月（年3回） |
| (10) 本埜分岐用地除草工 | 5月、7月、12月（年3回） |
| (11) 船形分岐用地除草工 | 5月、 12月（年2回） |
| (12) 神崎川水管橋護岸部除草工 | 5月、7月 （年2回） |

2-5 運搬距離

1. 現場から処理施設までの運搬距離（片道）及び平均距離は、次のとおりとする。

参考として(株)オールクリーン（印西市別所 1209-1）までの距離を示す。（変更する場合は別途協議とする。）

なお、搬入前に処理施設より受入れ承諾を得ること。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) (2) 印東加圧ポンプ場 | 22.5 km × 4回 = 90.0 km |
| (3) 高崎川水管橋用地 | 20.1 km × 3回 = 60.3 km |
| (4) 鹿島川水管橋用地 | 22.8 km × 3回 = 68.4 km |
| (5) 手繰川ドレーン用地 | 20.5 km × 3回 = 61.5 km |
| (6) 勝田川水管橋用地 | 22.7 km × 3回 = 68.1 km |
| (7) 上勝田用地 | 20.5 km × 2回 = 41.0 km |
| (8) 小橋川水管橋用地 | 16.7 km × 3回 = 50.1 km |

(9) 小名木川ドレーン用地	20.9 km × 3 回 = 62.7 km
(10) 本埜分岐用地	3.8 km × 3 回 = 11.4 km
(11) 船形分岐用地	13.6 km × 2 回 = 27.2 km
(12) 神崎川水管橋護岸部	13.8 km × 2 回 = 27.6 km

平均運搬距離 568.3 km / 31 回 = 18.3 km

2-6 刈草面積

1. 委託箇所の刈草面積は、次のとおりである。

(1) 印東加圧ポンプ場	1,669 m ²
(2) " 剪定	74 m ²
(3) 高崎川水管橋用地	195 m ²
(4) 鹿島川水管橋用地	304 m ²
(5) 手繰川ドレーン用地	74 m ²
(6) 勝田川水管橋用地	572 m ²
(7) 上勝田用地	359 m ²
(8) 小橋川水管橋用地	253 m ²
(9) 小名木川ドレーン用地	80 m ²
(10) 本埜分岐用地	16 m ²
(11) 船形分岐用地	34 m ²
(12) 神崎川水管橋護岸部	281 m ²
総面積	3,911 m ²

第3章 留意事項等

3-1 留意事項

1. 本業務委託の実施にあたって受注者は、下記に掲げる事に特に留意すること。

- (1) 予め、委託箇所を調査し、実施前状況等を確認してから安全衛生に留意し実施すること。
- (2) 施設への立入は、監督職員の承諾を得て行うこと。
また、委託箇所と直接関係のない場所へは絶対に立ち入らないこと。
同様に本作業と関係のない設備等には絶対に触れないこと。
- (3) 作業当日は、監督職員へ作業前の連絡、作業後の報告を行うこと。
なお、連絡時間は次のとおりとする。

- ① 当日作業内容連絡 8:25 まで

② 作業終了報告 16:55まで

(4) 除草用地は水田等と隣接している箇所が多いため、耕作者等とトラブルにならないよう注意すること。